

幹事会附置委員会の設置について

委員会名： 大学教育の分野別質保証委員会

1	委員の構成	委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。
2	設置目的	<p>日本学術会議は、平成 20 年 5 月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」を受けたことから、平成 22 年 7 月に「回答大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ文科省に手交した。</p> <p>その後、上記回答で述べた分野別の教育課程編成上の参照基準の作成等に着手してきた。</p> <p>こうした実績を踏まえて、平成 24 年 8 月に文部科学省高等教育局長から再び「分野別の教育課程編成上の参照基準の審議について」と題する審議依頼を受けた。</p> <p>第 23 期においても、引き続き参照基準の作成等に関する学術会議の取り組みを図っていく必要があるため設置を求めるものである。</p>
3	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
4	設置期間	<p><b>時限設置</b> 平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日</p> <p>常 設</p>
5	備考	※新規設置